四十八　経過的取扱い

改　　正　　後	改　　正　　前
（経過的取扱い(1)…自己株式の評価方法の区分に関する適用時期等） 法人の平成13年10月１日前に開始した事業年度については、この法令解釈通達による改正前の２－３－17の取扱いは、なお従前の例による。 (注) 法人が、同日以後最初に開始する事業年度開始の時において自己株式を有する場合には、その時にその自己株式を取得したものとみなして、令第119 条の２の規定を適用する。	（新　設）
（経過的取扱い(2)…複利の方法による現在価値に相当する金額の計算） この法令解釈通達による改正後の13－１－11の取扱いは、平成13年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。	（新　設）